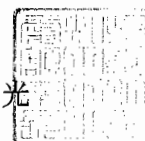


公文書開示決定通知書

18幸企情第1017号
平成18年 6月28日

榊原悟志様

幸田町長 近藤徳光



平成18年 6月15日付けで請求のありました公文書の開示については、幸田町情報公開条例第12条の規定により、次のとおりその全部を開示します。

公文書の 名称又は内容	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。 ①平成17年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書。 ※内容については、別紙参照	
開示の日時 及び場所	日時	平成18年 6月28日(水) 午前8時30分以降
開示の日時 及び場所	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> 郵送希望)	
担当課等名 (連絡先)	福祉部 福祉介護課 福祉係 (電話番号 63-5112)	

- 注1 この通知書を持参して、指定の日時又は場所までお越しください。
 2 当日ご都合が悪い場合は、事前にその旨を担当課等まで連絡してください。

別紙

成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。

- ①平成17年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。

添付した『幸田町成年後見制度利用支援事業実施要綱』をご覧ください。

- ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。

平成18年度予算書のコピーをご覧ください。

- ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書。

平成17年度実績はありません。